第二十四条の三第二号中「同条第五項」を「同項」に、「第四号」を「（以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の四第二号中「納税地」の下に「（当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の五第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十四条の六第二号中「第四号」を「（以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の七第二号及び第二十四条の八第二号中「同条第五項」を「同項」に、「（第四号」を「（以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の十第二号中「同条第六項」を「同項」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の十一第二号中「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十四条の十二第二号中「（第六号」を「（以下この号及び第六号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十五条第二号中「（第四号」を「（以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第四号中「取得資産に係る法第五十条第五項」を「法第五十条第五項に規定する取得資産に係る同項」に改める。

第二十五条の五第二号イ中「以下この号に」を「ロに」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号ロ中「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十五条の六第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十五条の七第二号イ中「以下この号に」を「ロに」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号ロ中「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十五条の八第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十五条の十第二号中「（第四号」を「（以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十六条の三第一項第一号ロ中「一九年間」を「十年間」に改める。

第二十六条の三の次に次の一条を加える。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第二十六条の三の二　令第百十二条第十四項第三号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十八条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第三十一条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十二条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第二十五条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

3　令第百十二条第十四項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの内国法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第二十六条の三の二　令第百十二条第十四項第三号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十八条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第三十一条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十二条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第二十五条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

2　令第百十六条の二第五項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの内国法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第二十六条の五の二　令第百十六条の二第五項第三号（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ